

平成30年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）  
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 平成30年3月5日（月） 午前11時19分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第55号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第8号）  
議第10号 平成30年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（11名）
- |      |        |     |        |
|------|--------|-----|--------|
| 1番   | 板垣一徳君  | 2番  | 板垣千代子君 |
| 3番   | 小林重平君  | 4番  | 山田勉君   |
| 5番   | 竹内喜代嗣君 | 6番  | 長谷川孝君  |
| 7番   | 小杉和也君  | 8番  | 渡辺昌君   |
| 9番   | 尾形修平君  | 委員長 | 大滝国吉君  |
| 副委員長 | 鈴木いせ子君 |     |        |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員  
小杉武仁君 河村幸雄君 鈴木好彦君  
木村貞雄君 小田信人君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |               |              |
|---------------|--------------|
| 副市長           | 忠 聡君         |
| 税務課長          | 建部昌文君        |
| 同課収納対策室長      | 大滝豊君（課長補佐）   |
| 同課収納対策室係長     | 小林毅君         |
| 同課資産税係副参事     | 樋木義昭君        |
| 市民課長          | 尾方貞一君        |
| 同課市民年金室長      | 八藤後茂樹君（課長補佐） |
| 同課生活人権室長      | 佐藤正明君（課長補佐）  |
| 環境課長          | 中山明君         |
| 同課生活環境室長      | 長谷部俊一君（課長補佐） |
| 同課生活環境室係長     | 鴻島雅彦君        |
| 同課新エネルギー推進室長  | 田中章穂君（課長補佐）  |
| 同課新エネルギー推進室係長 | 遠山勝行君        |
- 10 議会事務局職員
- |    |      |
|----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 書記 | 百武美奈 |

（午前11時19分）  
特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての税務課、市民課及び環境課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

(午前11時20分)

分科会長(尾形修平君)開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第5** 議第55号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第8号)のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長(税務課長 建部昌文君、市民課長 尾方貞一君、環境課長 中山明君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 国庫支出金

(説明)

市民 課長 それでは、歳入の12、13Pになるが、お願いをいたす。14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、2の社会資本整備総合交付金は、空き家の実態調査に対する交付金であるけれども、調査費の2分の1の115万円の交付金であったが、国の予算の関係で55万円の配分になったということから、60万円を減額するものである。以上である。

歳入

第14款 国庫支出金

(質疑)

小杉 和也 国のほうから当初考えていたよりもどんと下げられたわけだね、その根拠と言えば変だけれども、何で下がったのか。

市民 課長 具体的な内容についてはちょっと承知をしていないけれども、国のほうの交付金の枠の中で、各市町村から出てきた申請が多くあったということから、それぞれ同じ割合で配分したのではないかというふうに思う。

小杉 和也 そうすると、国が当初見込んでいた件数よりもかなり市町村の申請が多くて、やはり結構これは重要な問題だという各市町村の捉え方をしているというような考え方でいいか。

市民 課長 この交付金については、空き家の関係だけではなくて、歳入のほうの下のほうにもあるとおり、建設課、都市計画課等で、そちらのほうの経費の分が多くて、そういったものも含めた中での調整になったかと思う。

小杉 和也 わかった。

竹内喜代嗣 お聞きするけれども、交付金の配分のことなのだが、担当課と直接お願いしたり、

打ち合わせしたりというのは、そういうことはできないものか。よそではやっているようにも聞いているのだけれども、いかがか。

市民 課長 市のほうの総合交付金のほうについては、都市計画課のほうが窓口となって庁内を取りまとめているけれども、その中でそういったことが行われているのかどうかということまでは、申しわけないが承知していなかった。

尾形分科会長 ほかに。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]  
(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

#### 第2款 総務費

(説明)

市民 課長 それでは、16、17Pになる。2款1項9目の交通安全対策費である。補正の内容としては、5人分の人件費の補正である。11目防犯対策費については、国庫支出金の補正である。これは、先ほどの収入のほうでご説明させていただいた60万円の減額である。

税務 課長 それでは、18、19Pをお開きください。2款2項1目税務総務費では、給与改定に伴う職員人件費の調整により159万9,000円の増額をお願いするものだ。

市民 課長 3項1目の戸籍住民基本台帳費についても、職員の人件費20人分の補正である。

#### 第3款 民生費

(説明)

市民 課長 次のページで3款1項の5目になるが、国民年金事務費についても職員の人件費の補正である。以上である。

#### 第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 24P、25Pをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、環境衛生費職員人件費で、給与改正調整分として34万円の追加をお願いするものである。

続いて、2項清掃費、1目清掃総務費では、清掃総務費職員人件費で、給与改正調整分として83万8,000円の追加をお願いするものである。

#### 第8款 土木費

(説明)

環境 課長 32、33Pをお開きください。そして、ページをまたいで34、35Pにもなる。8款土木費、6項都市計画費、3目公園費であるが、都市公園維持管理経費については、公園施設の水道料金の不足として光熱水費10万円の追加をお願いするものである。以上である。

歳出

第2款 総務費、第3款 民生費、第4款 衛生費、第8款 土木費

(質 疑)

- 小杉 和也 8款の土木費の水道料金の不足か、公園費。  
環境 課長 水道料の不足である。  
小杉 和也 この不足した原因とか何かあるのか、特別な。  
環境 課長 当初見込みよりも不足になったのだけれども、よくよく見ると、お城山の登り口の水量が少しふえているというのが原因になっている。  
小杉 和也 その水量がふえた原因なんていうのは分析とか全然わからないのか。  
環境 課長 調査はしている。まだ結果的には出ていないけれども、引き続き調査していくというものである。  
小杉 和也 何となくもわからないか。  
環境 課長 漏水しているような感じだ。  
尾形分科会長 ほかにないか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

**日程第6** 議第10号 平成30年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長(税務課長 建部昌文君、市民課長 尾方貞一君、環境課長 中山 明君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

(説 明)

- 税務 課長 それでは、予算書の12、13Pをお開きください。初めに、歳入の1款市税である。本年度の予算額は63億9,173万2,000円を計上いたした。前年度比較では1億5,536万5,000円、率では2.37%の減を見込んだ。それでは、各税目についてご説明申し上げます。各税目の予算額については、今年度の実績及び前年度までの増減率などにより積算をしている。また、収納率は平成27年度及び平成28年度の平均値としている。初めに、1款1項の市民税では、前年度比635万7,000円減の24億8,576万8,000円を計上した。1目個人の本年度は、前年度比4,282万3,000円増の20億7,203万8,000円、2目法人の本年度は、前年度比4,918万円減の4億1,373万円を計上いたした。積算の内訳は説明欄のとおりとなっている。
- それでは、14、15Pをお開きください。次に、2項固定資産税であるが、本年度予算額は前年度比1億2,441万6,000円減の32億6,421万円を計上した。1目固定資産税は、前年度比1億1,609万9,000円減の28億9,507万9,000円を計上した。課税標準額では、平成30年度が評価替えの年になるが、評価替えによって、土地は前年度から3.6%の減、家屋は6.6%の減を見込んだ。また、償却資産は2.3%の増を見込んでい
- る。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金であるが、前年度比831万7,000円減の3億6,913万1,000円を見込んだ。

次に、3項の軽自動車税では、新税率や重課税率適用の車両の増加により、前年度比853万円増の2億745万円を計上した。

次に、16、17Pをお開きください。4項の市たばこ税については、売り上げ本数の減少等によって、前年度比2,996万2,000円減の3億7,816万1,000円を計上した。

次に、6項の入湯税は、日帰り客は増加をしているが、宿泊客は減少してきていることから、前年度比295万円減の5,575万2,000円を計上いたしました。

#### 第11款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 それでは、20P、21Pをお願いをいたす。11款1項1目交通安全対策特別交付金841万5,000円であるが、交通事故の発生を防止することを目的に交通違反の反則金収入を原資として、道路交通安全施設整備等の経費に充てるために交付されるものである。

#### 第12款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 次に、12款2項1目総務費負担金である。1節の戸籍住民基本台帳費負担金43万2,000円については、旅券交付事務負担金、これについては関川村の村民に対する旅券交付の事務を行っているもので、1件当たり1,600円で、45件分を見込んでいる。また、戸籍電子情報処理事務負担金については、栗島浦村のデータ化された戸籍を村上市のサーバーにおいて保存管理する事務に対する負担金である。以上である。

環境 課長 同じく3目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金のうち、説明欄1の火葬場運営費負担金182万1,000円は、荒川火葬場運営に係る関川村からの負担金である。2節清掃費負担金、説明欄1のごみ処理場運営費負担金5,069万6,000円は、ごみ処理場の維持管理に係る関川村からの負担金である。

#### 第13款 使用料及び手数料

(説明)

市民 課長 次のページの22、23Pをお願いいたす。13款1項1目総務使用料、1節の総務管理使用料のうち、5の行政財産使用料としては、自転車等駐車場の用地内に立っている電柱等の土地使用料である。また、6の駐車場使用料については、坂町駅前の月決め駐車場の使用料であって、月額4,000円で25台、年間で120万円を見込んでいる。以上である。

環境 課長 同じページの3目の衛生使用料、1節衛生使用料のうち説明欄1、霊園等永代使用料は項目計上である。説明欄2、行政財産使用料1万9,000円は、電力柱及びN T T柱設置による行政財産使用料である。

市民 課長 次のページの手数料であるけれども、13款2項1目総務手数料の1節総務管理手数料のうち、2の放置自転車等返還手数料については、駐輪場から撤去した放置自転車の返還手数料である。以上だ。

税務 課長 その下である。2節の徴税手数料は、督促手数料等各手数料とも平成28年度実績によって合計554万円を計上いたしました。

市民 課長 3節の戸籍住民基本台帳手数料2,679万1,000円については、戸籍や住民票などの各証明書等の手数料である。以上だ。

環境 課長 3目衛生手数料について主なものをご説明いたす。1節衛生手数料は171万円であ

る。説明欄 1、畜犬登録等手数料38万9,000円は、新規登録の鑑札交付手数料である。説明欄 2、狂犬病予防注射済票交付手数料132万円は、2,400件を見込んでいる。続いて、ページのほう26、27Pお願いいたす。2節清掃手数料は1億9,346万9,000円である。説明欄 2、ごみ処理手数料7,576万3,000円は、ごみ指定袋大・中・小及び処理券の販売代金である。実績から見込んだ金額である。説明欄 4、し尿処理手数料3,300万円は、18リッター当たり150円のし尿処理手数料である。し尿処理の前年度実績から見込んだ金額である。説明欄 6、廃棄物処理手数料7,600万円は、ごみ処理場に直接持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料である。説明欄 7、浄化槽汚泥等処理手数料838万円は、し尿処理場での浄化槽汚泥の処理に係る手数料である。

#### 第14款 国庫支出金

(説明)

- 市民 課長 14款 2項 1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金については、説明欄の 2、個人番号カード交付事業費補助金で624万8,000円である。これは、個人番号カードの発行等に関する事務を委託している地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金の分である。全額国からの補助金として交付を受けるものである。次のページの説明の 3の個人番号カード交付事務費補助金については、個人番号カードの交付について時間外勤務等が生じた場合に事務費として交付されるものである。項目のみの計上である。以上だ。
- 環境 課長 同じページの 3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、説明欄 1、循環型社会形成推進交付金44万1,000円であります。合併浄化槽設置に係る交付金で、7人槽の 3基分を計上いたしました。
- 市民 課長 次に、3項 1目総務費委託金、1節の総務管理費委託金の 3万円であるが、自衛官募集事務委託金で、自衛官募集について市報等への掲載の経費に充てている。2節の戸籍住民基本台帳費委託金18万円については、中長期在留者住居地届出等事務委託費である。2目の民生費委託金、1節社会福祉費委託金1,200万円については、国民年金に関する事務費として交付されるものである。

#### 第15款 県支出金

(説明)

- 市民 課長 次のページをお願いをいたす。15款 2項 1目の総務費県補助金、1節総務管理費補助金の説明欄 5である。消費者行政推進事業等補助金240万5,000円については、消費生活相談体制整備のために、消費生活相談員の配置に要する経費等について、経費等に対する補助金であって、消費生活相談員の人件費、事業費に対する補助金になる。以上である。
- 税務 課長 それでは、32、33Pの一番下のほうになるが、ごらんください。15款 3項 1目の総務費委託金の 1節徴税费委託金であるが、説明欄の 1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金として、前年度比28万1,000円増の8,937万7,000円を計上いたしました。この委託金は、市へ県民税として一括徴収しております、県民税の徴収に係る県の委託金で、納税義務者 1人につき3,000円の取り扱い費となっている。
- 市民 課長 次のページをお願いいたす。2節の戸籍住民基本台帳費委託金10万2,000円については、人口移動調査交付金と人口動態調査費事務委託金である。人口移動調査については、出生、死亡、転入、転出に係る調査であって、毎月県にその数を報告してい

る。また、人口動態調査については、厚生労働省が行う調査であって、こちらは毎月2回、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産につきまして、保健所を經由して報告をしている。次に、2目の民生費委託金、1節社会福祉費委託金の1、人権啓発活動地方委託事業委託金である。30万円であるけれども、これは人権に対する正しい理解と、人権尊重の意識を高める事業として県から交付を受けて実施をするものである。人権に関する講演会を予定している。以上である。

## 第20款 諸収入

(説明)

- 税務 課長 それでは次に、38、39Pをごらんください。真ん中あたりだが、20款1項1目1節の市税延滞金は、市税滞納に伴う延滞金で、前年度と同額の1,000万3,000円を計上いたしました。次に、40ページ、41ページをごらんください。6目雑入、1節総務雑入の説明欄の下のほうになるが、35、精通者意見価格調査料3万9,000円は、相続税及び贈与税課税の基準となる国の土地価格の調査料だ。また、その下の36、譲渡林分調査料3万円は、相続税などで立ち木の評価算定を行うため、譲渡があった山林の現場調査手数料だ。いずれも関東信越国税局からの収入となっている。
- 市民 課長 それでは、その次の37である。交通災害共済事務取扱交付金として210万円である。これは、交通災害共済の事務費として、加入会員数と世帯数によって金額を決定し、交付されるものである。以上である。
- 環境 課長 次のページ、42、43Pをお開きください。3節衛生雑入について主なものをご説明いたします。説明欄1、資源ごみ等売却収入1,505万7,000円は、資源ごみとして収集したものの売却収入であり、平成29年度実績から見込んだ金額である。説明欄4のごみ処理場有価物売却収入273万7,000円は、ごみ処理場に持ち込まれた燃やさないごみの中の鉄等有価物の売却収入である。以上である。

分科会長（尾形修平君）休憩を宣する。

（午前11時48分）

分科会長（尾形修平君）再開を宣する。

（午後0時59分）

歳入

## 第1款 市税

(質疑)

- 板垣 一徳 先ほどの説明で、評価額を見直したと。そのために金額1億2,440万円減ったと、こういうことの説明だった。それで、評価額を見直すというのは、何年に1度とか、どういうときに見直すものなのか。
- 税務 課長 評価替えは3年に1回行われて、今回平成30年の1月1日現在で見直ししている。前回は平成27年ということになる。
- 板垣 一徳 その際に、評価額は土地で言えば田、畑、雑種地とかさまざまあるよね。全て固定資産というものに対するものを検討するということなのか。
- 税務 課長 宅地とか田畑、山林、その地目ごとに、例えば宅地であれば、同じ状況の地区をまず選定して、その地区の中から標準的な土地、標準地を選定して、標準地の評価を

決定して、その標準地に基づいてほかの同じような宅地あるいは田んぼであれば田んぼの評価を行うというような、標準地を決めてから評価をするようなやり方をとっている。

板垣 一徳 土地のみに限ってお話聞きたいと思うが、宅地だ。合併して、1市2町2村が合併して、当時の評価額はおのおのの市町村でやっていたはずだね。その評価額をずっと今まで導いてきた、額が一つの基本になって導いてきたと思うが、現在極めて、私も郡部というか、村上市でも外れのほう、当時宅地でさえも買う人がないような現況になっている、くれると言っても要らないと。こういうことを評価をされる委員会の中で、データをもとにしていることは間違いないと思うが、これは従来の10年前のデータをもとにして3年ごとにやってきたと、こういうふうな考え方でいいのか。

税務 課長 これがたしか平成6年だったか、9年だったかちょっと忘れたのだけれども、実際の価格の7割に評価額を設定しようということになって、7割に満たないところについては負担調整措置といって、急に上げるのではなくて、徐々に上げるようなやり方で評価額を上げてきている。標準地とかについては、土地鑑定を行っているので、この鑑定評価に基づいて、売買実例の7割を評価額にしている。

板垣 一徳 これは、名寄せ帳を私個人個人が見れば評価額がどうこうという数値が載っているから、私のことは私は大体わかっているのだが、村上市全般の評価額というものが、これは私も一覧表というか、そういうものを見ることができるのか。

税務 課長 村上市全体ではなくて、その一部の。

板垣 一徳 私のところのは名寄せ帳に、森林でも何でも評価額ちゃんと書かれてくる。しかし、そうではなくて、例えば朝日村、山北、旧村単位の評価がどれほど違ってきているのかということをおもが調べることはできるものかということをお聞いている。

税務 課長 4月1日から固定資産の縦覧期間というのがあって、それはどこでもいいのだけれども、例えば朝日のどことか、それから神林のどことか、どこでもその土地、その土地の評価額は縦覧期間中は見るようになるようになっている。

板垣 一徳 どこ行けば見られるのか。

資産税係長 縦覧につきましては、4月の頭から2カ月間、本庁であれば税務課の窓口になるし、各支所であれば地域振興課の市民生活室の窓口のほうで対応させていただくことになっている。

長谷川 孝 342億7,000万円の予算に対して、市税というのは軽自動車税以外は減少しているわけだね。それで、副市長にまず聞きたいのだけれども、国自体は、安倍さんは景気よくなっていると言うのだけれども、地方、つまりこの地域というのは実際どうなのだというのがあるわけだ、これを見ると。このまま例えば市税とかが減少していけば大変なことになって、起債ばかり起こして、事業を進めていかなければだめなのだけれども、その辺の兼ね合いについて、協議とかでは今後の見込み、平成31年、32年とか、そういうのも踏まえてどういうふうになるのかということをおもがちょっと教えてもらいたいと思う。

副市長 今回議会開催の冒頭で、財政課長からもちょっと見通しについてのお話があったかと思う。今ここで、私ちょっと細かなことまで申し上げにくいのですけれども、確かに市税の収入、歳入が減っていく中で、予算規模が大きくなっていくということについては、まさに借り入れ市債が大きくなっていくということにほかならないわけだけれども、今後平成33年ころまでは、やっぱり非常に厳しい状況が続くという



ことが想定されるということから、市長もまずは総合計画に基づきながら、必要なものを見きわめをしながら、確実にそれを実行していく中で、将来的には健全な財政運営を図れるようにというふうなことを思いを持ちながら議論してきたところである。特に平成30年度、特に提案されている予算につきましても、予算規模は大きくはなっているけれども、だからといって不必要なものを提案しているものではなくて、今まず必要なものとして挙げているものに絞り込んだ形で進めていくと。もちろんこれ以外にも各課から上げられてきた予算要望があっばいあるわけであるけれども、それについてはなるべく、大変申しわけないのだけれども、少し先送りしてもいいようなものを含めて検討させていただいたところであるし、その点については十分に将来を見きわめながら、堅実な財政運営になるべく努力するという、そんな思いで予算編成に当たってきたところである。

長谷川 孝

これは、代表質問で聞いた話そのまま言っているだけなのだけれども、そうではなくて、税務課長のほうが詳しいのかもしれないけれども、市税の見込みが今後二、三年間どうなるかというのを聞いたわけだ。

税務 課長

税目ごとに、市民税の個人については、実は昨年度よりも2%ほどふえている。これは、やっぱり所得がふえているということがあつて、それから実際働いている方も減っていないとか、逆に高齢者の方とか女性の方がふえているということで、個人住民税についてはふえているのではないかなど。人口減によってまた変わってくると思うけれども、しばらくはふえていくと思うが、法人市民税の関係が、ちょうど去年の、平成28年の11月から平成29年の10月と、平成27年の11月から平成28年の10月の、この比較で約16%ぐらい減ってきているので、今回法人市民税は減らしているけれども、ただその原因については、ちょっと個別に当たらないとわからないのだけれども、税務署のほう聞いたら、設備投資とかというのものもあるのではないかなどという話だったので、もしそういうことを考えると、今後については何とも言えない、景気にもよるし、円高、円安とかにもよるし、今のところはちょっとはっきりわからない状況だ。それから、軽自動車税については、これからまた新税率の車がふえていくと思われるので、また徐々にふえていくのではないかなどと思うし、たばこ税と入湯税については、今後やはり減っていく傾向にあるのではないかなど思う。

尾形分科会長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

木村 貞雄

説明聞かないでいきなりなのだけれども、市民税の関係で、収納率上げていくわけだけれども、年々、こういったことはどんなふうな考え方で上げていくのか。毎年少しずつ上がっているが。

税務 課長

収納率については、今回の収納率は平成27年度と平成28年度の収納率の平均で予算を計上している。

木村 貞雄

もう一点、次のページの固定資産税の関係で、固定資産税ずっと減額になるわけだけれども、その中で課税免除の関係で、減免のところ、公益による減免等というのがかなり減免しているのだけれども。

税務 課長

この公益による減免等については、町内の公園だとか、あるいは生活保護世帯の減免ということになっている。

尾形分科会長 ほかに。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第11款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

小杉 和也 11款の交通安全対策特別交付金だけでも、平成28年度の予算組みが840万円で、平成29年度が841万5,000円、今年度の予算組みも841万5,000円だよ、この配分根拠というのは何かあるのか。

市民 課長 交付の基準としては、地方公共団体の区域内における交通事故の発生件数、人口集中地区人口及び改良済みの道路延長を配分指標として、それぞれ2対1対1の割合で交付額の算定を行うということになっている。

小杉 和也 総額というのはつかめるか、全体の総額というのはわからないか。

市民 課長 交通違反の反則金を原資としているので、ちょっとその辺はつかみ切れないところがある。

小杉 和也 余り変わらないということは、おおむね決まっているのか、それとも事故の発生件数がそんなに変わらないのか、どっちなのか。

市民 課長 こちらのほうの配分の金額が変わらないということは、もともとの原資そのものも変わっていないというふうにも思われるけれども、総額で幾らの予算の中から配分されているというところまでは、申しわけないが承知していない。

尾形分科会長 ほかに。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第12款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第13款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第14款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕  
（「なし」と呼ぶ者あり）

第15款 県支出金  
（質 疑）  
（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕  
（「なし」と呼ぶ者あり）

第20款 雑収入  
（質 疑）  
（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕  
（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出

第2款 総務費  
（説 明）

市民 課長 それでは、62、63Pをお願いをいたす。2款1項9目の交通安全対策費6,842万9,000円については、説明欄1の交通安全対策一般経費として2,124万1,000円であって、主なものとしては、交通安全指導員の報酬1,565万円を初めとして、次のページについて、交通安全指導車関係の燃料費、修繕料、自動車等駐車場関係の経費及び交通安全協会支部の補助金等である。次に、2の交通安全対策施設管理経費710万円については、カーブミラー関係の予算であって、ミラーの購入、修繕及び新設等の工事請負費である。次の3は、交通安全対策費職員人件費5人分である。続いて、10目の消費者行政費479万7,000円については、消費生活センター関係の経費であって、説明欄の1のとおり、消費生活相談員2人の経費として報酬、社会保険料のほか、講座や啓発用リーフレットなどの購入費として消耗品費、それから無料法律相談委託料などとなっている。次のページをお願いをいたす。11目防犯対策費であるが、説明欄の1、防犯対策経費である。6,537万8,000円で、主に防犯灯の新設、維持管理の経費である。次に、2の空き家等管理不全防止対策経費として176万3,000円であるが、来年度策定予定の空き家等対策計画の策定委員の報酬のほか、事務補助員の賃金等である。以上である。

税務 課長 それでは、72、73Pをお開きください。2款2項1目の税務総務費だが、主なものを説明させていただく。説明欄をごらんください。説明欄2の税務総務費経費のうち一番上の収納推進員報酬518万8,000円は、収納推進員3人分の報酬である。収納推進員の業務内容は、滞納者宅への訪問徴収や催告業務、徴税吏員の補助業務を行っている。また、その2つ下の事務補助員賃金1,081万7,000円は、通年雇用の臨時職員3人分及び申告時期から納税通知書発送までの臨時職員の賃金である。次に、説明欄3の税務総務費職員人件費は、本庁及び支所職員32人分の人件費である。次に、2目賦課徴収費だが、説明欄1、賦課徴収経費の印刷製本費、上から3番目の

430万円は、納税通知書、督促状等の印刷製本費となっている。また、通信運搬費1,005万2,000円は、納税通知書、督促状等の郵送料である。次に、74、75Pをお開きください。上から4つ目の画地認定業務委託料から、下から3番目の標準宅地時点修正業務委託料までについては、資産税関係の委託料で、毎年の土地家屋の異動処理を行うための業務委託料及び平成33年度の評価替え関連の業務委託料である。また、その下の過誤納還付金2,040万円は、法人市民税の予定納税の精算による還付のほか、所得の更正等による還付金である。以上だ。

市民 課長 次に、3項1目の戸籍住民基本台帳費1億4,822万8,000円については、説明欄の1、戸籍住民基本台帳経費として1,148万円であるが、事務補助員の賃金、消耗品費関係、マイナンバーカードの交付に係る地方公共団体情報システム機構への負担金等の経費である。2については、パスポート事務経費18万5,000円である。3の戸籍住民基本台帳費職員人件費1億3,656万3,000円については、職員20人分の人件費である。以上だ。

### 第3款 民生費

(説明)

市民 課長 84P、85Pになる。3款1項1目の社会福祉総務費、18の人権・同和対策費208万8,000円である。これについては、人権に関する講演会等の講師謝礼や、講師あっせん手数料、各種研究集会や研修会の旅費及び参加費、人権擁護委員協議会を初めとする人権関係団体の負担金等となっている。次に、90、91Pをお願いをいたす。5目の国民年金事務費である。国民年金事務費として990万8,000円である。説明の1、国民年金事務経費172万8,000円については、事務補助員賃金のほか、消耗品費及び広報掲載のための印刷製本費等である。2については、国民年金事務費職員人件費818万円である。以上である。

### 第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 説明については、昨年度と変わった点を中心にご説明させていただくので、お願いをいたす。108P、109Pになる。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、説明欄の1、環境衛生総務一般経費574万1,000円は、環境審議会及び環境基本計画等進捗管理委員会に要する経費のほか、環境衛生総務一般経費になる。なお、工事請負費、下のほうになるが、270万円については、市営羽黒町墓地の墓地整備に伴う無縁供養塔の新設工事費用である。ページのほう110P、111Pをお願いをいたす。説明欄2、排水路清掃等経費1,500万4,000円は、村上地区の清水川等の清掃に関する経費及び側溝の土砂運搬処理に係る経費である。また、工事請負費523万1,000円は、現在使用していないし尿処理場の焼却施設の一部を改造して、側溝土砂の仮置き場所として利用するための経費である。説明欄3、畜犬登録等経費80万2,000円は、犬の登録及び予防注射等に係る経費である。説明欄4、新エネルギー推進事業経費1,876万2,000円である。住宅用太陽光発電システム設置費補助金は1,600万円とし、平成29年度の実績を加味し、200万円の減額としている。また、木質バイオマスストーブ設置費補助金は270万円とし、昨年度から30万円の減額とした予算計上である。説明欄5、岩船沖洋上風力発電推進事業経費358万8,000円である。推進委員会は継続させていただくことで進めてまいるので、推進委員会に係る経費のほか、事務補

助員1名の経費を計上している。また、公用車リース料44万3,000円は、現在当課で  
使用している公用車が老朽化し、更新する必要から、新たにリース契約を行う費用  
だ。説明欄6、個別浄化槽経費は945万2,000円である。合併処理浄化槽維持管理費  
助成金及び合併処理浄化槽設置費補助金を計上している。説明欄7、環境衛生費職  
員人件費7,993万9,000円は、職員9人分である。次に、112、113Pである。4目火  
葬場運営費である。説明欄の1の火葬場運営経費は2,060万3,000円である。その中  
の工事請負費461万2,000円は、村上火葬場の2号炉ガスチャンバー室耐火物修繕工  
事及び1から3号炉の断熱扉昇降装置交換工事、同じく1から3号炉の再燃バーナ  
ーモーター交換工事を計上している。また、荒川火葬場では、休憩室のエアコン取  
りかえ工事を計上している。次に、6目公害対策費である。説明欄1の公害対策一  
般経費は572万9,000円である。協力者謝礼21万6,000円は、畜舎からの臭気について、  
畜舎周辺の集落へ臭気の記録を依頼するものである。1日3回定められた時間に外  
気を鼻でかいでもらい、臭気の強さと天気、風向きなどを記録するものだ。この記  
録を村上市と事業者、周辺住民で確認し、事業者が実施している臭気対策の効果等  
を検証していくためのものである。それから、臭気測定検査委託料238万7,000円は、  
昨年度から28万1,000円増額するもので、16施設の畜舎の臭気測定を行い、監視を強  
化し、指導を行っていくものである。

次に、114P、115Pをお願いいたす。2項清掃費、1目清掃総務費である。説明欄  
1の不法投棄対策経費36万7,000円は、投棄防止看板及び不法投棄されたタイヤ等の  
処分に係る経費である。説明欄2、清掃総務一般経費21万5,000円は、各協議会等の  
負担金である。説明欄3、清掃総務費職員人件費5,133万円は、職員7人分である。  
次に、2目塵芥処理費である。説明欄1、ごみ清掃対策経費3億4,300万5,000円は、  
指定ごみ袋作成等に係る経費及びごみ袋等取扱手数料、並びにごみ・危険物等収集  
処理委託料の経費になる。116P、117Pをお願いいたす。説明欄2、ごみ処理場運  
営経費は3億9,492万円である。ごみ処理場運営業務委託料3億1,355万4,000円は、  
ごみ処理場運営に係る委託料であり、昨年度より当初予算ベースで3,453万5,000円  
の増となる予算計上である。これは、委託料の中で補修費分があるが、補修費分は  
毎年度補修していく設備と、数年ごとに補修していく設備があることから、平成30年  
度に計画されている補修する設備の関係でふえているものである。説明欄3、最終  
処分場運営経費は8,212万1,000円である。これは、荒沢最終処分場の運営経費にな  
る。その中で設備保守点検業務委託料878万5,000円は、荒沢最終処分場の設備に係  
る点検業務委託料であり、4年から5年ごとに交換する必要があるキレート剤の交  
換を計上している。測量設計等委託料1,473万2,000円は、老朽化している最終処分  
場の設備を長期的、安定的に維持していく更新及び修繕計画を作成するための精密  
機能検査委託料である。工事請負費2,412万8,000円は、荒沢最終処分場を設置した  
際に北大平集落の農業用水を確保するため、荒沢川から赤田川の砂防ダムに水源を  
変更している。水源となる砂防ダムには土砂が堆積し、揚水管に入り込むおそれ  
が出てきていることから、土砂の撤去工事を計上している。説明欄4、荒川郷施設維  
持管理経費は874万5,000円である。荒川郷最終処分場の維持管理に係る経費である。  
平成29年度当初予算では、旧荒川郷ごみ処理場の解体に係る経費が計上されており、  
解体工事が完了したため、その分が減額になっているところである。続いて、3目  
し尿処理費である。118P、119Pをお願いいたす。説明欄の1、し尿収集経費は1億  
2,594万6,000円であり、し尿収集に係る経費である。説明欄の2、し尿処理施設管

理運営経費 1 億8,445万9,000円は、し尿処理施設アクアセンターの指定管理等に係る経費である。その中で精密機能検査業務委託料262万5,000円は、3年に1度行う法定検査である。工事請負費5,918万1,000円は、定期設備修繕工事及び老朽化しているし尿処理場2階のエアコン取りかえ工事である。また、平成30年度末に胎内市の清掃センターが廃止されることから、平成31年度から荒川地区のし尿を受け入れるためのトラックスケールシステム改修工事を計上している。以上である。

## 第8款 土木費

(説明)

環境 課長 ページのほう158P、159Pをお願いいたす。8款土木費、6項都市計画費、3目公園費のうち、説明欄1の都市公園維持管理経費で予算額1,762万3,000円である。市内31カ所の公園の維持管理に係る経費である。以上である。

長谷川 孝 ちょっと休憩してもらいたい。というのは議会選出監査委員、平成28年度の議会運営委員会で、補正予算については質疑等できるのだけれども、一般会計の予算・決算のことに関しては質疑できないということになっているのだけれども、実際歳入でやっているわけだ、本人。だから、ここをちゃんときちんとしておかないと……

(「決算だけだ」と呼ぶ者あり)

尾形分科会長 決算は、今までそういうふうにしてきたけれども、予算に関しては、今までも監査委員は発言していたよね。

(「していません」と呼ぶ者あり)

尾形分科会長 だからしてましたよねということ。

長谷川 孝 質問はしていないということだよ。

(「していないということだよ」と呼ぶ者あり)

尾形分科会長 決算はだめだよ、決算はできないということで、今までそういう慣例でしてきたけれども……

(何事か呼ぶ者あり)

尾形分科会長 いいか、続けて。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

歳出

## 第2款 総務費

(質疑)

渡辺 昌 済みません、ここの所管かどうかわからないのだけれども、防犯絡みなのか、それ以外なのかちょっとわからないが、北朝鮮の木造船とか、海岸線漂着になったのが問題になっている、それに付随して、例えば一緒にそれと思われる遺体とか一緒に流れ着いた場合、それはこことまた違うと思うのだけれども、最初の外国の木造船らしきものが流れ着いた場合の対策はここでは関係ないか、市民課とか、総務か。

尾形分科会長 あれば総務だ、遺体に関しては福祉課だ。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第4款 衛生費

(質 疑)

板垣 一徳 115Pの不法投棄、これ村上に多いか、山北に多いかと聞いても、これはなかなか捨てていい場所へ持って行って不法投棄するのだ。それで、今村上市の中でどの辺、辺でいいのだ、一番捨てられている箇所、いわゆる林道とか、いわゆる市道の便利いいところでなければまた捨てないはずだから、そういう解釈、大体決まっているのだ、これもしあれだったら教えてください。

環境 課長 捨てられている場所、今頭に思いつく場所になるのだけれども、比較的多いところは林道付近、それから河川付近であるけれども、特定されている場所ではないのだけれども、やはりそういう人けの少ないところが多くなっているようである。

板垣 一徳 それらの調査をして、必ずごみを振り分けるには、皆さんが業者に委託するのか、あるいはみずから行ってやってもらうかわからないが、そういうものを把握して、そういう路線には不法投棄の看板をしっかりと立てるということ、私のところも実は捨てられて困っているのだ。それで、これは保健所が航空で写真撮るよね、今業者関係の捨て場なんかはもう常に管理しているから、監視しているから、余り雑なもの捨て場に置いたりすると警告来る。これは、環境課長知っているか。

環境 課長 直接保健所のほうからは連絡は来ているような状況はないけれども、県の環境センターという部署があるのだけれども、そちらからは来る場合がある。

板垣 一徳 山北でも、今不法投棄、完全に捨てたものではなくても、不法に置いただけでも不法投棄になるのだね。自分の土地に長く置けば不法投棄なのだ、そうだろう。だから、空中から写真を撮って、特に土建屋さんのずるの捨て場とか、監視体制が今強くなっている。だから、皆さんもこの不法投棄は困ることなのだから、金もかかるのだ。だから、やはりそういう場所を、捨て場所というのはこの周りの全体の中でも限られたところになっていると思う。だから、その辺やっぱり調査をして、捨てさせないような予防だ、それをしっかりとしてもらいたいという、答弁は要らないけれども、しっかり予防政策をやっていくということも私は賢明だと思うので、内部で検討してください。

尾形分科会長 この件に関しては答弁は要らないそうなので。

小林 重平 今のごみ置き場に関しては、それぞれの区長さん、総代さん、町内会長さんとか管理していると思うのだけれども、この前ちょっと本で読んだのだけれども、産業廃棄物処理法の中で、一般生ごみというのか、これ前日に出すと違法らしいのだけれども、これ間違いないか。

環境 課長 違法であるかないかの確認は、今確認とれないのだけれども、私どものほうでご案内しているのは、朝の8時に出してくださいと。それ以前に出す場合は、その地区の方々のご理解を得て出してくださいというような形でご案内している。

小林 重平 それぞれの自治体によって多少違うと思うのだけれども、ただ都市部においては、

そういう前日、午前4時以前に出すと違法らしい。実質的に罰金を取られている方がいるらしい。村上市にはそういうことはないと思うのだけれども、ただそういった点、そういう苦情的なもの、まえ町内会とか区長さんあたりから、こういう問題があつて困るのだという連絡は来ないか。

環境 課長 前日出すごみの苦情は来ていないけれども、やはり8時以降に出されるごみのトラブルというのがよくあるケースである。

小林 重平 それから、風力発電の予算計上されているけれども、これはやっぱりずっと続けていくと、市長もそう述べていたけれども、今いわゆる太陽光とか風力については、特に太陽光については値段が安くなって、売電価格の関係あったようだけれども、風力についてもそういう傾向があると言われている。国の政策によって大きく変わってくると思うのだけれども、あくまでもやはり岩船沖に風力をつくると、これは村上市がつくるわけではないのだろうけれども、そういう思いですつとこの計画は続けていくつもりか。

環境 課長 やはりこれからのエネルギーの政策として、国も今の国会の中で法整備を進めて、一般海域における洋上風力発電の取り組みがしやすいような形で法整備をしている。そういう方向であるので、村上市が進めてきた推進についてもぶれることなく、次のチャンスを狙っていきたいというふうに事務局としては考えているところである。

小林 重平 今言ったように、国の政策によって変わってくるだろうけれども、安倍総理は原子力だ、考えているのは。それはいいのだけれども、ただ、いわゆる自然エネルギーに頼るのはいいのだけれども、要は採算ベースの問題があるわけだろう。今回のやつだって、事業主が最終的には採算が合わないということで、日立造船ですか、トップにして、これあきらめたわけだけれども、そう考えると、どう考えても無理だと思ふのだ。よほどそういう、特に村上市単独でできるわけではないので、国のほうで補助金とかいろいろなものが絡んでくるのだろうけれども、そういうことを考えたときに、私はもうこんなものあきらめたほうがいいのではないかなど。あとはそういう方向だと思ふ。これどう思ふか。

環境 課長 やはり国のほうとして、今既に法整備ということで、再生可能エネルギーの促進の法案が上がるので、国も考えているということだし、これからやはり再生可能エネルギーを進めていくべきということであるので、ここであきらめることなくやっていくということ考えているけれども。

板垣 一徳 117Pの荒沢の最終処分場のこと、さっき説明があつた。これは、あと何十年ということはないだろうが、何年くらいあそこ満タンになるには、環境課は見ているのか。

環境 課長 今試算しているところは、平成46年度末でいっぱいになるという計算になっている。  
板垣 一徳 ということは、まだ15年ももつと、こういう考え方でいいわけだね、今の現状のごみの最終的な処分の量からいくと、そういう考えになるだろう。

環境 課長 あと17年ぐらいだ。

板垣 一徳 副市長にこれもお願いしておかなければならんと思うが、なかなかこれ17年と言っても、もうすぐ来る、時は。そうすると、こういう最終処分場をつくるということは、極めて行政が困難な、難しいというか、状況になると思う。これから時代はどう変わるかわからないけれども、やはり早い時期からそういう候補地を見つけておくということが私は賢明だと思う。その辺は副市長どう思ふか。

副市長 これまでの歴史もそうであつただろうし、人間が生活していく以上は、やっぱりご



みの問題はどうしてもあるわけであって、今委員がご指摘のとおり、すぐその場になってどこだということにはかなり無理が生じるかと思うので、早目早目に市長とも、あるいは担当課長とも相談しながら、時期を逸することなく進めていきたいというふうに思う。

板垣 一徳  
山田 勉

願います。以上だ。

先ほどからごみの関係が出たけれども、うちの集落でも実は、捨てる日は決まっているのだが、いつの間にやらとんでもない人がごみ捨てるということで、今録音というか、ビデオ配置した。それで、各集落というか、近くの集落も同じように、どなたが捨てたかわからない。それで、この前なんか髪の毛をいっぱい置いて、誰だかというから、床屋でないかという想像はできるのだけれども、ただその証拠を持たないということで、そういう場合はやっぱり市のほうでそういう補助をしながら、少しでも誰が捨てたかわかるような、そういうことは考えられないか。

環境 課長

ごみステーションの維持管理については、それぞれの町内会、区のほうにお願いしていて、いろんな大変ご苦労されているのだなということでは理解しているところである。その中で、どうしても対応できないごみが発生しているというような相談もある。その場合は、私どものほうで相談に乗って対応するようにしているので、その際にご相談いただきたいと思う。

尾形分科会長  
山田 勉  
小林 重平

よろしいか。

はい。

予算に関係ないのだけれども、これ副市長にお願いしたいのだが、先ほど副委員長が朝鮮の船舶の問題で質問あったけれども、答弁上そうせざるを得ないのだろうけれども、役所の悪い体質だ。うちの担当課ではないからと、こういう言い方をすると、今しただろう、それは福祉課だと。この場だからそうなるのだろうけれども、例えば、私は海老江だけれども、荒川のところにそういうのが着いたとなれば、知らない人が電話した場合に、必ず電話したら出た人が、例えば市民課にかけたと、市民課の方はそれは福祉課です、いわゆるたらい回しというのが出てくるのだ。これは、皆さん共有していると思うのだけれども、この辺やっぱり副市長、こういう問題は北朝鮮という特定の国の問題なので、やはり危険性を伴うことも多いわけだから、この辺はしっかりと庁舎内で共有していただきたいと思うが、いかがか。

副 市 長

昨年来、頻繁にそういったものが発見もされている。確かに市民の皆様方にとっては不安な部分も多いかというふうに思う。庁内においても、その担当課に任せるのではなくて、情報共有できるように、そしてまた迅速に対応できるように、私のほうからも指示してまいりたいと思う、よろしく願います。

小林 重平  
竹内喜代嗣

終わる。

105Pの健康づくりの経費ということで載っているのですが、この点のところでお聞きしたいなと思うのだが・・・

尾形分科会長  
竹内喜代嗣  
（「あしただ」と呼ぶ者あり）

どこか。

4款衛生費、105P。

長谷川 孝

113Pの臭気測定検査委託料というのが238万7,000円で、ここは何カ所ぐらいでやって、実質的にこの検査の結果、毎年毎年やっているみたいなのだけれども、どういう成果があらわれているのか教えてくれるか。

環境 課長

この臭気測定業務委託料については、人間がにおいでかいで、先ほど言った委託料、

委託というか、あれの部分ではなくて、正式な検査機関に持ち込んで検査をするというものであって、来年度は16カ所の鶏舎、豚舎を中心にやる予定にしている。主に年2回やる畜舎と、年3回やる畜舎を環境課のほうで定めて、大体7月に1回目、それから2回目やるところは9月、それから10月末から11月に3回目を実施していて、その結果をもとに事業者のほうに、当然臭気の基準があるので、それを超えた部分については改善するよう直接行ったり、文書等で指導勧告をしているところである。

長谷川 孝 この豚舎の16カ所というのは神林の豚舎、つまり協力者謝礼という形で、においをかいで協力してもらっているところにも入っているわけだろう。

環境 課長 16カ所の畜舎の中に神林地区の小口川地区の豚舎も入っている。

長谷川 孝 一番下の協力者謝礼というのが、実際においかいで記録とってもらっている人の謝礼になるわけだね。

環境 課長 これは、先ほどの16施設の臭気測定とは別の話であって、これは協力者謝礼というのは、一般の区長さんとか、そういう役員の方に毎日記録とってこないかということをお願いして、その謝礼をお支払いしたいと。

長谷川 孝 それはわかっている。それで、岩船の連絡所とかにもお願いしていると思うのだけれども、何か所ぐらいでこれやっているのか。

環境 課長 地区によって違っているということをご理解願いたいと思う。岩船の部分については、岩船連絡所と神林支所で引き続きやってもらうので、協力者謝礼というのは考えていない。ここの協力者謝礼というのは、村上の鶏舎を中心とした集落を考えている。

竹内喜代嗣 113Pの一番上の説明欄にある火葬場の運営経費のことでお伺いをしたいと思う。委員会で現場視察に回らせていただいたところ、村上の火葬場だったか、入り口近くのところの植木が枯れていて、非常にうまくないなと思った。その後、機械が故障して火葬場ストップというような事件もあった。この委員会でさらに、あれは阿賀野市と新津だったか、最新式の火葬場システム見に行ってみよう。そちらの契約は、メンテナンスの部分の掃除したり、あるいは火葬場に立ち木とかあるわけだけれども、要するにそういう経費を別々にして発注されていたと。我々見に行ったときはガムテープ張ってあって修理してあったり、立ち木が枯れていたりというようなことがあったのだが、今回の指定管理料とか修繕料とか分けて書かれてあるけれども、どのように少しは改善されたかお伺いしたい。

環境 課長 火葬場の運営経費の指定管理料の中には、通常簡易な修繕を含むということで、1施設当たり30万円以内の修繕については指定管理料の中でお願いしている。30万円を超えた部分について、市のほうで直接契約して工事をするというような体制である。

竹内喜代嗣 施設の清掃なんかも全部込みで含まれて指定管理料ということなのか。

環境 課長 清掃も含んでの指定管理料である。

竹内喜代嗣 私ども視察に行った最新鋭のメーカーが直営というか、指定管理受けたりもしている仕組みではあったけれども、ちょうど定期清掃をやっている、これは全く別な委託料金として分けられているのだよというようなお話だった。最新鋭、建ったばかりだからびかびかで当然なのだが、その辺で分けてあげると楽ではないかなと思うのだが、今後の方向性はいかがか。

環境 課長 私も阿賀北の斎場まで一緒に同行させていただいた。そこで、やはり清掃に関して、清掃をやっていたけれども、あれは指定管理料の中の清掃委託ということで、指定

管理者が清掃業者さんと委託して契約しているものであるので、うちのほうと同じようなその辺仕組みかなというふうに見てきていた。

尾形分科会長 111Pの排水路清掃等経費についてなのだけれども、一番下の工事請負費、これ側溝土砂の置き場ということで説明あったかと思うのだけれども、現在村上地区の側溝の江ざらい業者に関しては、高平のほうに持っていったかと思うのだけれども、そこがもういっぱいになって入り切らないがために、今回こういう工事を行わなければならないということで理解してよろしいのか。

環境 課長 高平のほうの土砂置き場については、以前より各地域から側溝土砂仮置き場を別のところにしていただけないかというような要望があって、数年来たっていた。そんな関係もあるし、し尿処理施設の焼却施設を今使っていないので、そこを有効活用できればということで進めてきたところである。

尾形分科会長 そのこの場所に関しては、今後何年間ぐらいを受け入れ可能だということで計画しているのか。

環境 課長 仮置き場であるので、一旦そこに置いて、また年内に産廃処分するような仕組みなので、満杯になるという、そういうことではない。

尾形分科会長 仮置き場ということは、今課長からの説明あったように、最終的に産廃処分をするということになると、かなりの経費がまたそこで新たに発生するのではないかなと想像するのだけれども、その辺は、経費的な面はいかがなのか。

環境 課長 新たに発生するというよりも、高平地区においても、やはりその仮置き場という定めの中で、産廃処分をしていたというところになるので、経費が新たに加わるということではないというふうに考えている。

尾形分科会長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### [委員外議員]

鈴木 好彦 117Pの説明欄2のごみ処理場運営経費の中の一番大きな金額になっている処理場運營業務委託料、私以前のことは承知していないのだけれども、以前からの計画の中で約1割という金額がふえたのか、それとも何か1割という金額がふえる原因があったのか、その辺お聞きしたい。

環境 課長 これについては、平成24年度のときに運營業務委託契約というのを結んでいる。その中で、各年度ごとの補修費も出ていて、その中で定められている金額であるので、今新たに出てきたという金額ではない。

鈴木 好彦 了解した。

木村 貞雄 113Pだったか、今ほど臭気の話出たのだけれども、議会の初日に定期監査の報告があって、西神納地区の畜舎の臭気対策、これ報告されているが、そこでは文書で理解しにくい話なのだけれども、今後の対策はどんなふうにするのか。

環境 課長 今後の対策の部分だけか。

木村 貞雄 臭気も含めて。

環境 課長 西神納地区で実施した事業であるけれども、ざっくり言うと市と新潟県と畜産の事業者が連携してやってきた事業である。それで、畜産事業者とお互いに臭気が出ていることをどうしようかということで話し合いから始まってきた事業であって、実際やったのが畜舎内の天井部に配管を施して、そこにミストを散布するノズルを設置して、それをおおむね5分運転して20分休むというような間隔、最終的にこの間

隔になったわけだけれども、こういう運転を朝から夜までやるというような実験をやったところ、効果が私どもとしては出たというふうに考えている。場所によっては余り効果がないと言われる方もいるけれども、私どもの記録からすると、岩船連絡所においては大きく効果が出ているということから、その話をまた市と県と畜産事業者で協議をさせていただいて、来年度以降も引き続きその対策をやっていくと。あわせてその効果についても検証していくということで考えている。もう一つは、ある程度効果があるというふうに判断しているので、養豚部会というか、そういう協議会があるので、そちらのほうにこの事例、検証結果をPRして、今後そういう養豚の悪臭の苦情の発生しているところについては取り組んでいただきたいというふうに考えているところである。

木村 貞雄 その前のページの、今ほど委員長質疑したところなのだけれども、この清水川、ずっと前から大変苦勞してきたところなのだけれども、この場所はどの辺なのか、この仮置き場。

尾形分科会長 違うよ、それは。

木村 貞雄 違うのか、この工事請負費の。排水路の関係。

尾形分科会長 違う違う。

環境 課長 111Pの上のほうの排水路清掃等経費の中の工事請負費523万1,000円については、これは村上地区もそうなのだが、道路側溝を市民の方々清掃していただいているけれども、春先に。その土砂を置くところがないということで、今まで高平のほうに仮置きをして処分していた経緯があるけれども、それを高平ではなくて、し尿処理施設の焼却施設というのがあるので、そこを仮置き場に変更しようではないかということで、来年度そのための工事請負費を計上させていただいたところだ。

尾形分科会長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(尾形修平君) 散会を宣する。

(午後2時10分)